

§ 3 地球温暖化対策

1 青梅市地球温暖化対策実行計画の概要

(1) 計画策定の背景

地球の温暖化は、人間活動の拡大に伴い二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、本来大気が持っている温室効果が強まり、その結果、地球規模の気温の上昇、気候の変動等がもたらされる問題です。

平成19年に、気候変動に関する政府間パネルが公表した第4次評価報告書は、過去100年（1906年～2005年）の間に、地球全体の平均気温が0.74℃上昇しており、21世紀末の平均気温は、1.8℃～4.0℃上昇すると予測されています。

このような中、平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において、温室効果ガスの削減を約束した国際条約である京都議定書が採択され、その後、ロシアの批准により、平成17年2月に正式に京都議定書が発効されました。これにより、日本は、平成20年から24年までの5年間に平成2年に比べて、温室効果ガスの排出量を6%削減する義務が生じました。

京都議定書以降の温室効果ガス排出削減の枠組みは未確定ですが、国は、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げ、低炭素社会の実現に向けて様々な施策を展開しようとしています。

(2) 計画の位置付け

平成11年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき平成17年3月に策定した青梅市地球温暖化対策実行計画（第1次）が21年度末に計画期間終了を迎え、新たに、「第2次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき具体的に実行していくものです。

(3) 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

(4) 削減目標

平成20年度の排出量を基準として、平成26年度までに9%削減する。
(青梅の森の吸収源を含みます。)

(5) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

① 電気・燃料使用量の削減

- ② 自動車燃料使用量の削減
- ③ 省資源・リサイクルの推進
- ④ 水道使用料の削減
- ⑤ グリーン購入の推進

イ 施設設備等に関する取組

- ① 施設の新設・更新時の省エネ改修
- ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- ③ 温室効果ガスの吸収源の保全
- ④ 省エネ自動車への更新

(6) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

2 青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果

青梅市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めた。

CO₂換算温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

	種 類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合 計
		(二酸化炭素)	(メタン)	(一酸化二窒素)	(ハイドロフルオロカーボン)	
施設	20年度 (基準年度)	7,554,622.5	1,435.5	1,002.9	—	7,557,060.9
	26年度	7,317,812.0	1,408.3	955.0	—	7,320,175.3
	増 減	△236,810.5	△27.2	△47.9	—	△236,885.6
	増 減 率	△3.1%	△1.9%	△4.8%	—	△3.1%
車両	20年度 (基準年度)	198,058.5	715.5	5,803.5	2,749.5	207,327.0
	26年度	160,015.2	571.4	4,608.4	3,042.0	168,237.0
	増 減	△38,043.3	△144.1	△1,195.1	292.5	△39,090.0
	増 減 率	△19.2%	△20.1%	△20.6%	10.6%	△18.9%
合計	20年度 (基準年度)	7,752,681.0	2,151.0	6,806.4	2,749.5	7,764,387.9
	26年度	7,477,827.2	1,979.7	5,563.4	3,042.0	7,488,412.3
	増 減	△274,853.8	△171.3	△1,243.0	292.5	△275,975.6
	増 減 率	△3.5%	△8.0%	△18.3%	10.6%	△3.6%